

「平成29年度消費者啓発CM制作事業」  
業務委託に関する質問への回答

**【質問1】**

インターネット、スマートフォン等の不当請求、架空請求以外に消費者が無視することにより、トラブルに巻き込まれることを避けられる具体的なトラブル事例があれば教えてください。

**【回答1】**

例えば、「当選商法」のメールも無視をすることで、トラブルに巻き込まれることを避けることができます。

また、近年、メールやSNSによる「あやしい勧誘」や「うまい話」「もうけ話」をきっかけに、消費者の方が様々な消費者トラブルに巻き込まれるケースが多くみられます。その点では、「あやしい勧誘」や「うまい話」「もうけ話」を無視することでトラブルに巻き込まれることを避けることができるといえます。

しかし、漠然と「～商法」という個別な問題商法において、単に「無視をし続ければトラブルを回避することができる」と言い切れるトラブル事例はほとんどありません。被害にあわないためには「毅然とした態度で断る」という対処が必要となる場合もあります。

以上の点もふまえてお考えいただければと思います。

**【質問2】**

仕様書(2)―②「納品形態」に「DVD2枚(インターネット配信が可能のようにデータを編集し記録したもの)と記載されておりますが、具体的な形式は、MPEG-4でよろしいでしょうか。他に指定があれば、教えてください。」

**【回答2】**

お見込のとおりです。MPEG-4等、映像をなるべく劣化させない形で納品ください。その際コピーガード等、コピーの制限をかける設定を行わないよう、ご注意ください。

**【質問 3】**

不当請求や架空請求による県内及び全国的な被害や相談件数について、世代毎の現状を教えてください。

**【回答 3】**

三重県消費生活センターによせられた相談件数については、三重県消費生活センターのホームページ上で「相談情報の統計資料」を公開しておりますので、ご参照ください。

全国的な被害や相談件数については、消費者庁や独立行政法人国民生活センターのホームページ等をご参照ください。

**【質問 4】**

7月28日（金）提出の企画提案書以外に8月9日（水）プレゼン時に映像や関連資料を改めて持ち込み説明させて頂いても宜しいですか。

**【回答 4】**

提出いただく企画提案書以外に、説明資料・映像資料等をプレゼン日に持参することを認めます。配布する場合、各7部をご用意ください。

なお、説明資料・映像資料等の配布、準備時間は5分以内とします。5分を超過した時間は説明時間に含まれます。

説明資料・映像資料等の持参を希望する提案者は、プレゼン日までに担当までご連絡ください。

**【質問 5】**

企画提案は何案まで提出可能ですか。

**【回答 5】**

特に制限は設けておりません。各社の判断とします。

ただし、説明いただく時間は1社につき、20分以内となります。（説明20分以内、質疑応答15分以内）

発表の途中でも、時間になりましたらその時点で打ち切らせていただきます。

**【質問6】**

企画書には、15秒・30秒バージョンの両方の提案が必要でしょうか。

**【回答6】**

本事業は15秒、30秒（15秒のロングバージョン）の映像制作を要件としていることから、コンペにおいても、15秒、30秒両方の内容について評価の対象とします。

15秒、30秒（15秒のロングバージョン）の両方について、全体の流れがイメージできるようご提案ください。

**【質問7】**

仕様書によりますと契約期間と使用期間が大きく違いますが、受託者との契約が11月15日まででそれ以降は三重県が自由に映像を使用するという解釈でよろしいでしょうか。

モデル等の契約が発生する場合は使用期間での契約ということによいのでしょうか。

**【回答7】**

お見込のとおりです。成果品につきましては、納品いただいてから使用期間満了（2022年3月末日）まで、仕様書に記載の3（1）②用途の範囲において、三重県、もしくは三重県が許可した者が自由に使用いたします。

本件CMにモデル、タレント、声優、その他プロダクションに所属する者等（以下モデル等）の起用を提案される場合は、受託者の責任で、使用期間での契約であることを説明いただき、該当モデル等との間で適切な処理を行ってください。契約期間内、契約期間後を問わず、本事項について、モデル等と紛争が生じた場合は、受託者が責任を持って対処することとします。

**【質問 8】**

「ダンコムシ」は自由に改変できるとのことですが、本番もこちら手配のイラストレーター等で改変しても良いということでしょうか。それとも案に基づき元の作者が描くということでしょうか。

**【回答 8】**

制作時も提案者手配のイラストレーター等で改変していただいて結構です。

なお、企画提案で示していただくキャラクターのイメージと納品物のキャラクターのイメージとかい離のないようにしてください。

**【質問 9】**

「ダンコムシ」の改変について、「自由に」の範囲ですが、3Dにしたり、着ぐるみにするというのも問題ないということでしょうか。

**【回答 9】**

全く問題ありません。提案いただく企画内容に合わせて、イラストの3D化、着ぐるみや人形による実写化など、自由に改変いただいて結構です。実写とCG、アニメーション等を融合しても構いません。

なお、制作にかかる費用は契約金額に含まれているものとします。